

令和8年 教育委員会第5回定例会 会議録

日時 令和8年3月24日（火） 午後3時00分～午後3時50分
場所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【指導課】

- (1) 議案第9号「幼稚園教育職員の初任給昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」

第 2 協議

【子ども総務課】

- (1) 千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- (2) 千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部改正
- (3) 千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- (4) 審査請求に係る裁決案について【秘密会】

【指導課】

- (1) 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当の一部を改正する規則
- (3) 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第 3 報告

【子ども総務課】

- (1) 令和8・9年度千代田区青少年委員について
- (2) いじめ重大事態に係る調査結果及び審査結果の報告について【秘密会】

【子育て推進課】

- (1) 千代田区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の改正をする規則

【児童・家庭支援センター】

- (1) 千代田区立子ども発達センター条例施行規則の一部改正について

【子ども施設課】

- (1) 和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備について

【指導課】

- (1) いじめ、不登校、はくちょう教室の利用状況等（2月分）
- (2) 「千代田区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定について

第 4 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（4月5日号）掲載事項

(3) 教育広報かけはし掲載予定事項(案)の確認

出席委員(5名)

教育長	堀米 孝尚
教育委員	俣野 幸昭
教育委員	佐藤 祐子
教育委員	水野 珠貴
教育委員	木田 昌孝

出席職員(10名)

子ども部長兼教育担当部長	小川 賢太郎
参事(連絡調整担当)	大森 幹夫
子ども総務課長兼教育政策担当課長	加藤 伸昭
副参事(特命担当)	大塚 立志
子ども支援課長	大松 雄一郎
子育て推進課長	山崎 崇
児童・家庭支援センター所長	宮原 智紀
学務課長	清水 直子
子ども施設課長	川崎 延晃
指導課長	上原 史士

欠席委員(0名)

欠席職員(0名)

書記(2名)

子ども法制担当係長	品治 正
子ども総務課係員	原子 智実

堀米教育長	開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。
	ただいまから令和8年教育委員会第5回定例会を開会します。
	本日、教育委員は全員出席です。
	今回の署名委員は、佐藤委員にお願いします。
佐藤委員	はい。
堀米教育長	本日の議事日程をご覧ください。
	日程第2、協議事項のうち、審査請求に係る裁決案について及び日程第3、報告事項のうち、いじめ重大事態に係る調査結果及び審査結果の報告については、個人に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する

法律第14条第7項の規定により、秘密会として取り扱わせていただきたいと思います。

決を採ります。秘密会で取り扱うことに賛成の教育委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

堀米教育長

はい。全員賛成です。

それでは、これら2件については、会議の最後に取り扱います。

◎日程第1 議案

指導課

(1) 議案第9号「幼稚園教育職員の初任給昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」

堀米教育長

それでは、日程第1、議案事項に入ります。

議案第9号「幼稚園教育職員の初任給昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、指導課長、説明をお願いします。

指導課長

それでは、幼稚園教育職員の初任給昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

項番1です。改正趣旨でございますが、有為な人材を確保するため、初任給決定における経験年数の号給への加算方法を見直すものです。

項番2、改正内容としましては、改正点2点ございます。

まず1点が現行の加算限度号数を廃止いたします。こちらは、参考として表を示していますので、ご覧いただければと思います。幼稚園教員として新規採用される場合、また、臨時的任用教員、いわゆる産休・育休代替教員として採用される場合に給料決定を行っていきますが、現行では、長年の経験年数があっても、大卒で48号給、短大卒で56号給の加算号数の限度があります。今回の改正で、この加算号数の上限を撤廃するというものでございます。

改正点の2点目としましては、加算方法の見直しです。職員の有する経験年数につきまして、12月につき4号加算する方法に見直します。ただし、一定の年数、大卒では12年、短大卒では14年を超える経験年数については、18月につき4号を加算するよう改めるものです。

現行との比較を表でお示しましたので、ご確認いただければと思います。

項番3、新旧対照表は別紙のとおりでございます。

項番4、施行期日としまして、令和8年4月1日です。

ご説明は以上でございます。

堀米教育長

はい。前回、協議として扱わせていただきました。

何かご質問ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 | それでは、こちらは議案ですので、採決を採ります。
賛成の教育委員は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

堀米教育長 | はい。全員賛成により可決されました。

◎日程第2 協議

子ども総務課

- (1) 千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- (2) 千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部改正
- (3) 千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

指導課

- (1) 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当の一部を改正する規則
- (3) 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

堀米教育長 | それでは、日程第2、協議事項に入ります。
千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、子ども総務課長、説明をお願いします。

子ども総務課長 | それでは、資料に基づきまして、事務局処務規則の一部改正についてご報告させていただきます。その次の児童・家庭支援センターの処務規程の一部改正も含めて、両方とも組織改正に伴う改正となっております。

いろいろ書いてございますが、新旧対照表を見ながらご確認いただければと思います。

下線を引いているところ、子育て推進担当係長、これは子育て推進課にこの係長を置いておりましたが、今回、子ども・子育て支援事業計画もできたということで、こちらは廃止となっております。それと、教育政策担当課長も、今回、こちらの教育政策に関わる部分の計画もある程度終了したということで、こちらの教育政策担当課長も廃止となっております。あと、子ども支援課に誰でも通園制度が今回4月から国の制度で実施をするといったところの記載も、記載部分を少し変更してございます。

内容については、以上でございます。

堀米教育長 | はい。それでは、ご質問ありますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 | はい。それでは、続きまして、千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部改正につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。

子ども総務課長 | はい。それでは、資料に基づいてご説明させていただきます。

今度は、児童・家庭支援センターの処務規程の一部改正ということで、新旧対照表をご覧くださいながらと存じます。

こちらですが、子ども相談窓口担当係長を新たに設置するもの、中高生の

居場所のプレ施設の整備運営、子どもの朝活プログラムを児童・家庭支援センターで行うということ。一番大きいのが担当課長を置くことでございます。第9条に、センターに子どもの居場所づくり担当課長を置くことになりまして、今回、新たに組織の改正ということで、こちら、児童・家庭支援センター以外に、子どもの居場所づくり担当課長を置くというものとなっております。

あと、細かなところの内容はいろいろ改正がございますが、大きいところはその2つでございます。

私からの説明は以上でございます。

堀米教育長

はい。ご質問等ありましたらお願いします。

佐藤委員、お願いします。

佐藤委員

はい。今までも児童・家庭支援センターでいろいろと相談窓口があったと思いますが、今回、子ども相談窓口担当係長を設置するという意図というか、意味はどういった感じでしょうか。

堀米教育長

はい。児童・家庭支援センター所長。

児童・家庭支援センター長

佐藤委員のおっしゃるとおり、児童・家庭支援センターでは、いろいろなご家庭のご相談をずっと受け続けてきておりまして、それは変わることはないのですけれども、今回、この子ども相談窓口担当係長は、区役所2階のところに置かせていただく予定でございます。こども家庭センター設置に合わせた動きということで、そちらの2階で広く浅く、いろいろな一般的なご相談を受け付けつつ、いわゆる児童・家庭支援センターで受けるような虐待等の深刻な案件については、そのままエスカレーションしていくというような形で、ハブ的な役割を持たせていただきたいと思いますと思ひまして、今回つくらせていただきました。

子ども部長

少し補足で。

堀米教育長

はい。子ども部長。

子ども部長

まず2階に置くということで、2階には、ご承知のとおり、総合窓口課という区役所の大きな窓口がございます。そこと同じ、物理的にも近いところに置くということで、いつでも何でも相談をしていただけるといった、まずハード面での対応も可能かなとなっております。それと、総合窓口課とも既に下話がついているのですけれども、転入をして、お子さんを育てている家庭については、もう漏れなくご案内をするよう指示も出してありまして、きちんと千代田区でこれから子育てをされる方に、まずは窓口でいろいろと相談とか、いろいろまだ知られていないような制度、仕組みもございますので、そういったご案内も含めて相談をし、後々、いろいろとまたあった際には再度ご相談を頂きたいという、子どもの窓口としての総合案内という意味合いも、今回考慮して設置したものでございます。

堀米教育長

よろしいですか。

佐藤委員

はい。では、図書館に遊びに来た親子が気楽に行けるような感じで、皆さんが簡単に足を運べるようにということで、2階ということでしょうか。

堀米教育長 はい。では、子ども部長。

子ども部長 本庁舎にあるということで、そうした使い方も十分可能だとは考えております。ただ、4月にスタートをするために、まだまだ十分なしつらえというものができておりませんけれども、ただいまご指摘いただいたようなお子さんとかも気軽に相談しやすいような、また仕掛けといたしますか、施しも今後考えていきたいと思っております。

佐藤委員 はい。ありがとうございます。

堀米教育長 相談の時間というのはまだこれからだろうけれども……

児童・家庭支援センター所長 8時半から5時15分まで受付可能でございます。

堀米教育長 子どもの関係する相談は何でもそこでかけてくれればいいよと。そこから関係部署へまた転送するというふうな考え方でよろしいですかね。

児童・家庭支援センター所長 はい。おっしゃるとおりでございます。

堀米教育長 まず、最初の案内で、誰でも気軽にかけるといふところが目的だと聞いております。

ほかに、質問はよろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 はい。続きまして、千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。

子ども総務課長 教育委員会公印規則の一部を改正する規則でございます。

今回関係する手続に関わる様式について明示するという内容になってございます。様式自体どういうものかと申し上げますと、使用簿と、それから印刷など刷り込みをするための申請書というものについて、今回、様式を新たに追加させていただくというものでございます。

内容については以上とおりで、こちらについては、施行予定期日ということで、遡りまして、令和7年4月1日から適用という予定でございます。

説明は以上でございます。

堀米教育長 はい。ご質問ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 はい。続きまして、幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則につきまして、指導課長、説明をお願いします。

指導課長 はい。それでは、幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正についてご説明申し上げます。

項番1です。改正趣旨でございます。令和7年特別区人事委員会の職員の給与等に関する報告及び意見を踏まえまして、管理職手当の額を見直すものでございます。

項番2、改正の2でございます。これは第2条の別表に規定しています園長及び副園長の管理職手当の額を、表のとおり、増額改正するものでございます。

項番3の施行予定期日としましては、令和8年4月1日を予定しております。

す。

本件のご説明は以上です。

堀米教育長

はい。ご質問ありましたらお願いいたします。

木田委員。

木田委員

都と比較すると、いかがでしょうか。

堀米教育長

はい。指導課長。

指導課長

東京都の都費のいわゆる教育管理職につきましては、都で決めていくところですが、もともと、こちらは、給特法の改正に伴って、教員調整額が上がっていきつつありますが、管理職については教員調整額がそもそもないので、それに伴う給与改定というか、管理職手当の増額です。なので、東京都で今その辺りの改正について議論しているところかと存じます。

木田委員

はい。ありがとうございます。

堀米教育長

はい。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

はい。続きまして、幼稚園教育職員の管理職特別勤務手当の一部を改正する規則につきまして、指導課長、説明をお願いします。

指導課長

はい。では、続きまして、幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正についてご説明いたします。

項番1、改正趣旨でございます。2月3日の教育委員会でご決定いただきました幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例がこのたび3月19日の区議会定例会において、原案どおり、ご議決いただきました。当該条例の施行に伴いまして、管理職員特別勤務手当の支給要件の見直しを行うものです。

項番2、改正内容でございますが、条例の改正によりまして、週休日等以外の日における支給対象時間を現行の午前0時から午前5時までだったものを午後10時から翌日の午前5時までと、いわゆる日をまたぐ勤務も手当の支給対象となることから、文言の整理を行うものでございます。

項番3、新旧対照表は別紙のとおりでございます。

項番4、施行予定期日としましては、令和8年4月1日を予定しております。

本件については以上でございます。

堀米教育長

はい。ご質問ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

続きまして、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、指導課長、説明をお願いいたします。

指導課長

続きまして、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正についてご説明申し上げます。

項番1の改正趣旨をご覧ください。子ども・子育て支援法等の一部を改正

する法律の公布により、子ども・子育て支援金制度というものが創設されております。この制度の施行に伴い、子ども・子育て支援金が徴収されることから、職員別給与簿について、子ども・子育て支援金に係る記載欄を新たに設けるものです。

改正内容としましては、別紙の職員別給与簿をご覧くださいと思います。黄色とした部分が「共済子ども子育て」の欄となります。こちらを新設するというものです。

施行期日としましては、令和8年4月1日となります。

ご説明は以上です。

堀米教育長

はい。ご質問ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(な し)

堀米教育長

この欄が新設されたということです。

◎日程第3 報告

子ども総務課

(1) 令和8・9年度千代田区青少年委員について

子育て推進課

(1) 千代田区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

(2) 千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の改正をする規則

児童・家庭支援センター

(1) 千代田区立子ども発達センター条例施行規則の一部改正について

子ども施設課

(1) 和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備について

指導課

(1) いじめ、不登校、はくちょう教室の利用状況等(2月分)

(2) 「千代田区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定について

堀米教育長

はい。それでは、日程第3、報告事項に入ります。

令和8・9年度千代田区青少年委員につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。

子ども総務課長

それでは、資料をご確認いただければと思います。令和8年・9年度の千代田区の青少年委員につきましてご報告申し上げます。

今年度まででご退任を頂く方々が表の黄色のところでございます。今回、7名の方がご退任となります。また、令和8年度・9年度につきまして、今回新たに7名の方が新任委員の青少年委員として入っていただくという形になります。

人数については変わりませんので、23名という形でございます。

説明は以上でございます。

堀米教育長

はい。ご質問ありましたらお願いいたします。

水野委員、どうぞ。

水野委員

はい。今回、新任になる方に当たって、千代田区内の住所であるという条件を撤廃したと思うのですけれども、その後、状況はどうでしょうか。

堀米教育長

はい。

では、子ども総務課長。

子ども総務課長

今回、新しく新任で入ってこられた黄色い7名の方のうち、2名の方が区外から入っていただいておりますので、効果はあったものだと考えております。

以上です。

水野委員

ありがとうございます。

堀米教育長

ほかにご質問よろしいでしょうか。

これは、5期までは変わらないのだよね。

子ども総務課長

はい。そのとおりでございます。

堀米教育長

はい。

ほかになれば。

(なし)

堀米教育長

はい。続きまして、千代田区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、子育て推進課長、説明をお願いします。

子育て推進課長

千代田区児童育成手当条例施行規則の改正についてでございます。

まず、この児童育成手当は、ひとり親家庭のお子さんに対して助成をしていくという都の事業でございます。今回、所得税法等の一部を改正する法律ですとか地方税法等々の改正に伴いまして、この特定親族特別控除が創設されました。これに基づきまして、手当の支給を制限する所得額の計算方法、こちらが特定親族特別控除額に該当する方の場合、その部分も引かれるところになります。要は、所得の計算方法が変わってくるといった内容でございます。規則ですので様式も変わってきてまして、特定親族特別控除が入ってくるといった内容でございます。

ご説明は以上でございます。

堀米教育長

はい。ご質問等ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

はい。続きまして、千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の改正をする規則につきまして、子育て推進課長、説明をお願いします。

子育て推進課長

千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の改正についてでございます。

まず、ひとり親家庭等医療費助成についてということですが、ひとり親家

庭のお子さんに対して医療費の自己負担分を助成しているというものでございます。こちら、東京都の事業と、あとは東京都の事業では対象外となる一部の方に対しては区独自事業として助成を行ってございます。

中身については、先ほどの児童育成手当と同じ理由になるのですが、所得税法等の改正に伴いまして、特定親族特別控除が創設されて、これに基づきまして、保護者の所得の計算方法が変わってきます。また、もう1つ、区独自事業の対象者については、これまで医療機関に通ったときに、その場では給付という形にはならず、区の窓口に来て、償還払いということをやっていたんですが、これから国保税等々を調整しまして、医療機関の窓口でも現金での給付ができると。現物給付が可能になったというところの区規則の改正でございます。

簡単ですが、ご説明は以上でございます。

堀米教育長
佐藤委員
堀米教育長
佐藤委員

はい。ご質問ありましたらお願いします。

すみません。

はい。佐藤委員、どうぞ。

千代田区は高校生まで医療費が無償化されていると思うのですが、そことの差というのは。

堀米教育長
子育て推進課長

子育て推進課長。

今回、東京都の事業で、ひとり親の場合、またプラスして精神疾患を持っている方などに対しても補助ができるというところと、この助成については、都の事業ですと、所得額の計算方法として、養育費、本人の保護者が所得だけではなくて養育費がかかってくると、その部分も含めて計算してしまうので、対象が少し減ってしまうのですが、区では養育費の部分を省いた形で、養育費がかぶってしまうと対象ではなくなってしまう方も対象にするような形を取っているというような形の中身でございます。

堀米教育長
子育て推進課長
堀米教育長
佐藤委員
堀米教育長

千代田区のほうが幅広く……

そうですね。範囲を少し広げているところでございます。

よろしいでしょうか。

はい。

はい。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長
児童・家庭支援センター所長

はい。続きまして、千代田区立子ども発達センター条例施行規則の一部改正につきまして、児童・家庭支援センター所長、説明をお願いします。

千代田区立子ども発達センター条例施行規則の改正でございます。

こちらは、平成24年に千代田区立子ども発達センターを設置して以降、利用希望人数の増加により、運用上の支障が出てまいりましたため、千代田区立子ども発達センター条例施行規則について改正を行わせていただきたいと思っております。

主な改正内容は、2点ございます。まず、条例上に利用登録の手続が書か

れてございます。利用申請に対して利用登録証を発行することとなつてございましたが、保護者の一部の方からは、利用登録証のお渡しをちゅうちょする方がいることや、利用希望の療育の内容を途中で変更申請するたびに申請書の提出、受給者証の発行、送付の必要が事務手続上ございますので、今般、利用登録証の発行に代わって、利用登録者名簿に掲載することで利用登録とさせていただきますと思っております。また、利用登録の定員につきまして、利用人数の増加によって、一定の支援の質の担保及び安全性の確保のために、1週間の利用定員を定めて、個別指導は80名、集団指導は90名とさせていただきますと思っております。

具体的ものにつきましては、新旧対照表をご覧ください。先ほど申し上げました利用登録につきましては、4条2項、利用登録者名簿に記載するところでございます。また、利用の定員は、旧は120名でございましたが、現状120名を超えて登録がある状況でございます。その場合に、管理に支障がない範囲でこれを認めることと、その場合であっても、1週間の利用定員の上限を定めさせていただいたものでございます。

主な変更点は以上でございます。

堀米教育長

はい。ご質問ありましたらお願いいたします。

水野委員、どうぞ。

水野委員

この利用定員を定めるということによって、待機みたいな形の方は出てくるのでしょうか。

堀米教育長

はい。児童・家庭支援センター所長。

児童・家庭支援センター所長

今までも規則上120名というものでございましたが、現状、実態は昨年度末で380名程度の利用希望者がいらっしやいまして、その方全て利用登録をしておる状況でございます。なるべく利用したい方に使っていただきたいという思いでやってきたことですが、条文と少し乖離が生じたので、整えさせていただきました。

子ども部長

待機は生じているのですか。

児童・家庭支援センター所長

待機ということではなくて、利用の頻度がおおむね月1程度という形でございまして、満遍なく使っていただくような形で、過去よりも、待機といたしますか、利用の頻度が少し変わってきている状況でございます。

水野委員

分かりました。ありがとうございます。

堀米教育長

数多く保護者もいるのですけれども、施設でも1回でも十分というか、いいですという判断もあるのではないかと思いますので、その辺はどうですか。

児童・家庭支援センター所長

療育につきましては、回数を集中的に重ねたからよくなるというものではなく、継続的に向き合うことも大事だと思いますので、教育長もおっしゃるとおり、継続的に回数を重ねていって、療育に対応していただくという形でございます。

堀米教育長

そこから考えると、今は待機的なものはないのですか。

児童・家庭支援センター所長

待機という形では捉えておることはございません。

堀米教育長

はい。

ほかにご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

堀米教育長

はい。では、続きまして、和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備につきまして、子ども施設課長、説明をお願いします。

子ども施設課長

それでは、資料に基づきまして、和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備についてご説明いたします。

項番1、一体的整備構想の策定です。和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園の敷地を入れ替え、新たな公園と学校等施設の一体的整備を今後具体的に進めていくに当たり、昨年12月のパブリックコメントを経て、本年2月に区の考え方と今後の方向性を一体的整備構想として策定しました。

項番2、地域等との検討の経過です。今回の整備構想策定までを振り返りますと、令和元年度から検討組織を設けて、施設関係者との意見交換を重ね、令和6年度からは、和泉公園の都市計画変更も見据えて、公園も含めて全体の機能が向上するよう、地域と共に検討を行ってきたという経緯になってございます。

直近では、④番の和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備に向けた検討会を令和8年2月16日に開催しております。

項番3、現在の検討状況。策定した一体的整備構想を踏まえて、人工地盤校庭パターンにおける効果的な機能の配置や諸室の規模と相互の関係性について、整理、検討を行っています。整理した内容は基本計画としてまとめ、今後の設計の与条件としていきます。

最後に、今後のスケジュールです。項番4になります。令和8年度の前半に都市計画公園と中高層階住居専用地区の都市計画変更を行うとともに、基本計画の策定を行ってまいります。そして、策定した基本計画の内容を基に、令和8年度の後半に業者選定を行い、基本設計に着手したいと考えております。

以降のスケジュールにつきましては、添付の資料に載せておりますので、お時間あるときにご覧いただければと思います。

ご説明は以上でございます。

堀米教育長

はい。ご質問等ありましたらお願いいたします。

想定スケジュールについては、特に変更とかというのはないということでよろしいでしょうか。

子ども施設課長

これまで教育委員会でご報告させていただいております大きなスケジュールから変更はございません。

堀米教育長

はい。

ほかによろしいでしょうか。

(な し)

堀米教育長

はい。続きまして、いじめ、不登校、はくちょう教室の利用状況等（2月分）につきまして、指導課長、説明をお願いします。

指導課長

令和8年2月のいじめ、不登校、はくちょう教室の状況について報告いた

します。

まず、いじめについてです。先月からの継続案件につきましては19件、新規で4件。ですので、2月末での未解消が23件ございます。令和7年度、本年度の累計としましては、40件となります。

続きまして、不登校者数ですが、小学校で28名、中学校・中等教育学校で59名、合計87名。本年度の累計としましては、90名となります。

最後、右側のはくちょう教室の利用状況ですが、2月の利用者数は20名、2月の新規登録者数が1名、2月末での登録者数が28名となっております。

本件のご報告は以上です。

堀米教育長

はい。何かご質問ありましたらお願いいたします。

あと3月でもう1か月ということですが、昨年度と比べて、それぞれ数値的にはどういう傾向があるか、教えていただければと。

指導課長。

指導課長

昨年度の同時期と比較しまして、まず、いじめについては、ほぼ同数という形になります。

不登校者数ですが、昨年度、この時期だと累計で85名でしたので、90名と上がっています。ただ、小学校を見ますと、昨年度と比較すると減っている、中学校は上がっているという状況でございます。

はくちょう教室は、昨年度の登録者が41名でしたので、はくちょう教室の登録者数自体は下がっているところがあります。はくちょう教室につきましては、居場所の1つとしてあるので、スペシャルサポートルーム等の活用が進んでいるというのは1つ見えるかとは思っております。

以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

はくちょう教室については、登録は半分、利用者が半分以下だけれども、その分は、その子どもたちがスペシャルサポートルーム等に行っているというふうな考えということでよろしいですね。

指導課長。

指導課長

スペシャルサポートルームをまず各学校で促しているというのが1つ大きな要因かなと思います。昨年度まで、まず、はくちょう教室という考え方がまだ多くの学校であったので、はくちょう教室の登録を促していたのを、まずはスペシャルサポートルームをどこの学校も進めていただいている結果かとは考えております。

堀米教育長

その辺のところ为抓手りスペシャルサポートルームを周知できたと思えていいのかなと思いますが。

指導課長。

指導課長

はい。かなりその辺りは進んでいるところがあります。保護者からの問合せでもスペシャルサポートルームというお言葉が出てきているぐらいなので、大分周知が進んだのではないかと思います。

堀米教育長

はい。不登校については、小学校は大分減ってきたということで、かなり

スペシャルサポートルームを含めた対策は生きてきているかと思うのですが、中学校が増えてきたというのは、何か特徴とか原因とかはありますでしょうか。

指導課長。

指導課長

中学校1年生が昨年度より多くなっているところで、中等を含めて3校あるのですけれども、あまり変わっていない学校もある一方で大幅に増えているような学校もございます。やはりその中学校1年生が入った段階でのしっかりしたアプローチが十分ではなかったということは、1つ要因では考えられるかというところがあります。

堀米教育長

今度、チャレンジクラスを設置しますが、何かその辺への中学校の期待というのは何かありますか。

指導課長。

指導課長

中学校側の期待もありますが、保護者の方も幾つか問合せを頂いているところで、まだ探り探りではあるのですけれども、大分期待感はあるのかというのは感じるところです。中学校も、それなりに神田一橋中学校でもう受け入れる体制ということ等々、教員の配置等もしっかり考えて、受け入れられる状況というのはできておりますので、その辺り、期待感是十分応えられるような体制は整えられているのかと思います。

堀米教育長

はい。いい方向に行っていると思います。ありがとうございます。

続きまして、「千代田区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定につきまして、指導課長、説明をお願いします。

指導課長

では、「千代田区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定についてご説明申し上げます。

項番1、概要でございます。令和7年6月に文科省「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」、いわゆる給特法の一部を改正する法律が公布されまして、一部を除き、令和8年4月1日から施行されることになりました。この改正法の規定に基づきまして、教育職員のサービスを監督する教育委員会において、業務量管理・健康確保措置実施計画を令和8年4月1日までに策定することが義務づけられました。これを受けまして、本区でも計画の策定を進めてまいりました。

本計画の名称としましては、項番2のとおりでございます。

項番3、本計画の目標につきましては、実施計画の5ページにあります項目2に記載しておりますが、主な目標としまして、令和11年度までに1年間における1か月当たりの時間外在校等時間の平均を30時間程度とすることとしております。また、6ページにワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標も掲載しております。これらは、国が示している目標と同一のものとさせていただきます。

項番4の計画です。計画期間としましては、令和8年度から令和11年度までの4年間です。

項番5です。目標達成に向けた具体的な取組内容につきましては、所管

課、学務課、また、子ども施設課とも検討の上、実施計画の7ページの項目4に記載しております。

資料にも例を示しておりますが、取組内容としましては、(1)の「業務の3分類」を踏まえた業務の見直しにおいて、イ、学校以外が担うべき業務、ロ、教師以外が積極的に参画すべき業務及びハの教師の業務ですが、負担軽減を促進すべき業務に区分して掲載をしております。例えば、イの学校以外が担う業務の保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応については、スクールロイヤー制度の活用の推進で示しております。また、ロの教師以外が積極的に参画すべき業務の部活動がございますが、こちらについては、部活の地域展開の推進を示させていただいております。そして、ハの教師の業務ですが、負担軽減を促進すべき業務としまして、例えば、授業準備、学習評価や成績処理については校務支援システムの活用やスクールサポートスタッフを配置していることを示しております。

このように、それぞれ業務につきまして、具体的な取組をこちらの7ページ以降に記載しております。そのほかにも、こちらの実施計画の9ページからは、(2)に学校における措置の推進、(3)に教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組についても記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

項番6のとおり、この計画策定後の実施状況につきましては、毎年度、総合教育会議において報告することが義務づけられています。併せて、区のホームページで公表することとなっております。

本件についてのご説明は以上でございます。

堀米教育長

はい。ご質問ありましたらお願いいたします。

俣野委員、どうぞ。

俣野委員

3ページで、千代田区の現状で区立小中学校教員の平均的時間外勤務が一覧表となっているわけです。これは令和6年度の実績だと思うのですが、それ以後、令和7年度はこの数字は幾らか改善されてきているようになっていくのでしょうか。

堀米教育長

まだ途中ですけど、方向性としてどうかということですよ。

俣野委員

はい。

堀米教育長

はい。指導課長。

指導課長

令和6年度はこの数値は、平均すると35.6時間ですが、令和7年度1月までの集計が出ていまして、33.3時間と改善に向かっております。ちなみに、令和5年度が38.7時間ですので、年々改善が図られているかと思っております。

俣野委員

ありがとうございました。

堀米教育長

よろしいでしょうか。

俣野委員

大分改善されているということでよろしいですね。

堀米教育長

そうですね。部活などもかなり中学校・中等で多いのかと思っておりますけれども、その辺はどうですか。

指導課長。

指導課長 改善が多く見えるのは、特に今お話しいただいた中学校の改善が多く見られる。それは、部活動のいわゆる外部委託を多く始めてから、改善が見られるようになってきたというのが1つ大きいところです。

ちなみに、国の月45時間以上となると、中学校の場合、77.1%というすごい数字になっているので、それを比較しますと、本区の場合、かなり低いというのは感じると思います。

堀米教育長 以上です。

堀米教育長 はい。よろしいでしょうか。

俣野委員 今回の確認ですけれど、国が77時間ということになるわけですか。当区の場合ですと、大体半分というような。

堀米教育長 はい。指導課長。

指導課長 77.1%の教員が45時間以上働いているというようなところでございます。

俣野委員 はい。分かりました。

堀米教育長 かなりの先生が全体的にはそのぐらいいるということ。千代田区としては、ということですよ。

いわゆる保護者からの相談とか、苦情を含めての対策とかというのは、特に各学校でどういった対策を取っているのですか。

指導課長。

指導課長 各学校、保護者の方からの相談等を真摯に受け止めるというのは変わらないところですが、対応が長引かないよう、先ほどお話ししたスクールロイヤーをうまく活用したりだとか、あと、複数名での対応、副校長支援員等も入れていますので、即座に対応できるような人材もうまく活用しながら、早期に対応できるような体制を整えています。長期化しないというのが1つの要因にはなるかと思えます。

堀米教育長 はい。

堀米教育長 ほかによろしいですか。

俣野委員 はい。

堀米教育長 よろしいですか。

(な し)

◎日程第4 その他

子ども総務課

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（4月5日号）掲載事項
- (3) 教育広報かけはし掲載予定事項（案）の確認

堀米教育長 はい。それでは、日程第4、その他事項に入ります。

教育委員会行事予定表、広報千代田（4月5日号）につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。

子ども総務課長 はい。まず、行事予定表でございます。本日3月24日から5月5日、ゴールデンウイークに入ったところまでの予定表となっております。

明日、小学校の卒業式がございます。その後、3月31日には退職校園長からの感謝状贈呈式が14時半から、15時からは教育委員会の臨時会がございます。4月6日から九段中等教育学校の入学式、4月7日が中学校の入学式、小学校の入学式、4月9日が幼稚園、こども園の入園式となっております。4月15日から20日まで学校経営方針等の説明会がございます。

大まかでございますが、予定表は以上でございます。

続きまして、広報千代田の4月5日号になります。全体掲載は29件でございますが、子ども部関連は4件でございます。子ども総務課、子ども支援課、児童・家庭支援センター、指導課と、それぞれの課から1件ずつ、ほかには文化振興課と生涯学習・スポーツ課のお知らせの案件でございます。

説明は以上でございます。

堀米教育長 各課から追加とか何かございますか。

卒業式、入学式の委員さんの割り振り等は確認されていますか。大丈夫ですか。

子ども総務課長 はい。

堀米教育長 はい、分かりました。

続きまして、特に質問なければ、続きまして、教育広報かけはし掲載予定事項（案）の確認につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします

子ども総務課長 はい。令和8年度教育広報かけはしでございます。令和8年度の6月、12月、令和9年の3月に発行予定でございます。

まず6月ですが、入園式・入学式の特集と、特色ある教育、また、新任の校園長、新教育委員のご紹介等々を掲載する予定でございます。12月号については、キース・フォーラム、おがちよ教育交流事業の報告、ミニ学びフェスが2件載せられるかどうかでございます。あと、特色ある教育等を掲載する予定でございます。3月につきましては、今年度行いました1月のような学びフェスをまた掲載させていただくのと、ちよだ楽、特色ある教育等を掲載させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。

堀米教育長 はい。ご質問ありましたらお願いいたします。

教育広報のかけはしです。よろしいでしょうか。

(な し)

堀米教育長 はい。それでは、ほかにございませんか。

本日、教育委員さんからの情報提供はございますでしょうか。今日はよろしいでしょうか。

(な し)

堀米教育長 はい。それでは、この後、数分休憩を挟みまして、その後、秘密会を行いますので、よろしく申し上げます。